

みんなできり組む障害者差別解消

詳細 障害者支援課
 (☎ 227-4199)

●「障害を理由とした差別」をなくす法律です

障害者差別解消法(※)は、国や市区町村などの行政機関や、会社や店などの民間事業者が対象です。障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくし、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

●対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められたすべての障害のある人(身体障害者、知的障害者、精神障害者)発達障害を含む、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

みな皆さんにできること

●一般の住民の皆さんに課せられる義務や罰則はありませんが、次のような具体例を参考にして助け合うことで、豊かな共生社会を実現しましょう!

●電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

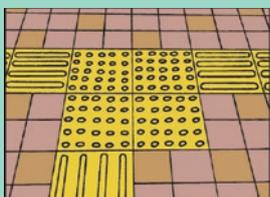
携帯OFF

優先席



●車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

●視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上には、自転車などの障害物を置かない。



●山口県内では、「あいサポート運動」を推進しています。援助を必要としている障害のある人が身に着けることで援助を必要としていることを示すマークをキーホルダーにして配布しています。このマークを見つけたら、ちょっとした声掛けや配慮を!

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律で守らなければならないこと

	ふとう さべつてきとりあつかい 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
くに しくちようそん 国や市区町村などの ぎょうせいきかん 行政機関	 禁止	ほうてきぎむ 法的義務
かいしゃ みせ 会社や店などの みんかんじぎようしゃ 民間事業者	 禁止	どりよくぎむ 努力義務

● 障害を理由とした差別には、障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。例車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



「合理的配慮の不提供」

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮を行わないこと。

例聴覚障害がある人とを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



事業者の望ましい取り組み

事業者は、一般的な企業や店だけではなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども含まれます。事業を継続する上で、過重な負担とならない範囲で、具体例を参考に取り組みましょう。



雇用分野では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で不当な差別的取扱いや障害者への合理的配慮が義務とされています。

● 車いすの利用者などのために、店舗などの出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。



● 視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



● 聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受け付けなどで、筆談や手話などの音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



障害者の差別等に関する相談窓口
 関下関市基幹相談支援センター
 関下関市障害者生活支援センター
 ☎ 231-1959 FAX 235-3210
 ✉ shimoshoukan@shimoshakyo.or.jp